

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：32641

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05656・19K20860

研究課題名(和文)「取調べの録音・録画制度」における取調べ映像の利用範囲の拡大可能性

研究課題名(英文) Examining the Possibility of Expanding the Use of Digital Images Recorded in the "Audio-Visual Recording of Custodial Interrogation" System

研究代表者

中村 真利子 (Nakamura, Mariko)

中央大学・国際情報学部・准教授

研究者番号：90826132

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近年日本で導入された「取調べの録音・録画制度」の下で作成される映像について、その利用範囲の拡大可能性を検証することを目的とするものである。この制度は、被告人の供述調書について、そこに含まれている自白又は自己に不利な供述が不当な強制を受けることなくなされたものかどうかを確認するためのものであり、この制度の下で作成される映像は、このように補助証拠として利用されることが想定されている。本研究では、電磁的記録の潜在的な危険性もふまえながら、被告人の供述調書に代えて取調べ映像を利用することの是非と、その要件を明らかにすることを旨とし、その成果はHCC14に採択され、電子出版予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は英語によるものであり、日本国内でのみ議論されることの多い日本の刑事手続について、その一部ではあるものの、正確に紹介し、日本での議論状況を刑事法の分野にとどまらず世界に共有する意義は大きいと思われる。日本国内に対しても、新しく導入された「取調べの録音・録画制度」において想定されている内容に関連して生じ得る問題について、電磁的記録の潜在的な危険性もふまえながら検討するもので、一定の示唆を提供するものと思われる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to examine the possibility of expanding the use of digital images recorded in the "Audio-Visual Recording of Custodial Interrogation" System, which has recently been introduced in Japan to verify the voluntariness of confessions or other disadvantageous statements of the accused that are contained in their depositions. Although digital images recorded in the system are supposed to be used as supplementary evidence, it appears that they can be used to directly prove the truth of the matter asserted, which is the question to be left open. This research considers whether the digital images recorded in the system can be used to prove guilt or innocence, and if so, whether they need to meet more strict requirements than those for depositions, given potential dangers of digital images. The article of this research is accepted for inclusion in the HCC14 conference e-proceedings to be published by Springer.

研究分野：刑事法

キーワード：許容性 証拠 電子データ 取調べ 伝聞

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

身柄拘束中の被疑者に対する「取調べの録音・録画制度」の導入は、2016年に公布された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の中核をなす項目である。冤罪事件として各種メディアでも大きく取り上げられた郵便不正事件では、特に大阪地方検察庁特別捜査部における取調べが問題視され、これが「取調べの録音・録画制度」の導入への大きな動きを作り出した。その結果として、捜査機関が被疑者の供述をまとめた書面である「供述調書への過度の依存からの脱却」のため、「取調べの録音・録画制度」が導入された。

ただし、今回の改正では、取調べ映像は、検察官が、被疑者(被告人)が犯罪を行ったかどうかを証明するための証拠として、自白などを内容とする被疑者の供述調書を利用しようとする場合において、被疑者が取調べ中、不当な強制を受けることなく供述したかどうかを証明するためにのみ利用されることが想定されている。

被疑者の供述調書は、「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるもの」(刑事訴訟法第322条1項)として、自白などを内容とする場合には、被疑者が取調べ中、不当な強制を受けることなく供述したと認められれば、被疑者(被告人)が犯罪を行ったかどうかを証明するための証拠として利用することができる。今回の改正により、対象事件について、被疑者が取調べ中、不当な強制を受けることなく供述したかどうか争われた場合、検察官は、取調べ映像を提出しななければならない(刑事訴訟法第301条の2第1項、3項)。

その前提として、捜査機関は、対象事件について、身柄拘束中の被疑者を取り調べる場合、その全過程を録音・録画する義務を負う(刑事訴訟法第301条の2第4項)。このように、今回の改正で、対象事件については、取調べ映像の存在が必要的となることから、今後は、検察官又は被疑者(被告人)・弁護人が、取調べ映像について、不当な強制がなかったかどうかを証明するだけにとどまらず、被疑者の供述調書に代えて、被疑者(被告人)が犯罪を行ったかどうかを直接証明するために利用しようとすることも考えられる。

この場合、「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるもの」として、被疑者の供述調書と同様の要件の下で、被疑者(被告人)が犯罪を行ったかどうかを証明するための証拠として取調べ映像を利用することができるかが問題となる。まず、取調べ映像は、被疑者の供述調書とは異なり、電磁的記録であることから、電磁的記録である取調べ映像が、改ざんなどのない真正に作成されたものであることを保証する方策を模索する必要がある。

次に、被疑者(被告人)は無罪であることが推定されるにもかかわらず、被疑者が取り調べられている様子を映した取調べ映像を用いると、特に裁判員に対して、最初から被疑者(被告人)が有罪であるかのような印象を与えてしまう可能性があることから、被疑者の供述調書に代えて取調べ映像を利用することの是非を問わなければならない。そして、取調べ映像を利用することができるのであれば、被疑者の供述調書と同様の要件でいいのか、映像であるがゆえに加重すべき要件はあるのかを明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、2016年に公布された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって、2019年6月に新しく導入された身柄拘束中の被疑者に対する「取調べの録音・録画制度」の下で作成される映像について、その利用範囲の拡大可能性を検証することを目的とする。

そのために、まず、電磁的記録である取調べ映像が、改ざんなどのない真正に作成されたものであることを保証する方策を明らかにする。これによって、電磁的記録である取調べ映像が、改ざんなどのない真正に作成されたものであることが保証されることは、被疑者の供述調書に代えて取調べ映像を利用することができるかどうかを問わず、事案の真相を明らかにすることを目的とする刑事手続において有益である。

次に、今回の改正では、取調べ映像は、被疑者(起訴された後は、「被告人」と呼ばれる)の供述調書について、被疑者が取調べ中、不当な強制を受けることなく供述したかどうかを証明するためにのみ利用されることが想定されているが、わが国で、被疑者の供述調書に代えて取調べ映像を利用することの是非と、その要件を明らかにする。これによって、被疑者の供述調書に代えて取調べ映像を利用することの是非と、その要件を明らかにすることにより、検察官又は被疑者(被告人)・弁護人から、取調べ映像の利用範囲の拡大の動きがあった場合に、取調べ映像の利用を却下し、あるいは必要な要件を課すなどの適切な対処が期待できる。

3. 研究の方法

取調べ映像の真正性を保証する方策に関する研究として、電磁的記録の真正性の保証について既に議論がなされているアメリカ法との比較法的考察を行った。特に、図書を購入し、あるいは図書館及びオンラインデータベースを用いて、電磁的記録について、どのような要件の下で証拠能力が認められるべきであると考えられているか、アメリカ合衆国の議論状況を把握した。また、アメリカ犯罪学会や、電磁的記録が証拠となることの多いサイバー犯罪に関する国内の学会又は研究会に参加し、証拠法に関する最新の知見を得た。

供述調書に代えて取調べ映像を利用することの是非と、その要件に関する研究は、での調査研究もふまえながら、取調べ映像の利用範囲の拡大に関する裁判例や、学説の議論状況を整理した。分析にあたっては、図書館及びオンラインデータベースを用いて資料収集を行い、適宜、証拠法に関する最新の知見を得るために、関連する国内外の学会又は研究会へ参加した。

4. 研究成果

の問いと関連して、取調べ映像の利用範囲の拡大に関する日本の裁判例については、直接的に問題となったものは多くはないが、供述調書に代えて取調べ映像を利用することについて消極的な立場を示す裁判例があることがわかった。例えば、検察官が、「取調べの録音・録画制度」の試行中に記録された取調べ映像について、被告人が犯罪を行ったことを直接証明するために利用しようと証拠調べを請求した事案で、東京高判平成 28 年 8 月 10 日は、第一審がこの請求を却下したことに違法はなかったと結論付けるにあたって、以下のように指摘している。

「改正法で定められた録音録画記録媒体の利用方法を超えて、供述内容とともに供述態度を見て信用性の判断ができるというような理由から、取調べ状況の録音録画記録媒体を実質証拠として一般的に用いた場合には、取調べ中の供述態度を見て信用性評価を行うことの困難性や危険性の問題を別としても、我が国の被疑者の取調べ制度やその運用の実情を前提とする限り、公判審理手続が、捜査機関の管理下において行われた長時間にわたる被疑者の取調べを、記録媒体の再生により視聴し、その適否を審査する手続と化すという懸念があり、そのような、直接主義の原則から大きく逸脱し、捜査から独立した手続とはいえない審理の仕組みを、適正な公判審理手続ということには疑問がある。また、取調べ中の被疑者の供述態度を見て信用性を判断するために、証拠調べ手続において、記録媒体の視聴に多大な時間と労力を費やすとすれば、客観的な証拠その他の本来重視されるべき証拠の取調べと対比して、審理の在り方が、量的、質的にバランスを失ったものとなる可能性も否定できず、改正法の背景にある社会的な要請、すなわち取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却すべきであるとの要請にもそぐわないように思われる。

したがって、被疑者の取調べ状況に関する録音録画記録媒体を実質証拠として用いることの許容性や仮にこれを許容するとした場合の条件等については、適正な公判審理手続の在り方を見据えながら、慎重に検討する必要があるものと考えられる。」

このような懸念の背景には、「公判中心主義」という考え方があり、その要請は、裁判員制度の導入によってより強く当てはまるといわれている。この点については、学説の議論状況のほか、「公判中心主義」と関連するものとされる伝聞法則（刑事訴訟法 320 条 1 項、「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」という原則で、本研究で取り上げている刑事訴訟法 322 条や 324 条はその例外である）の背景にある考え方にもふれながら検討を加えた。その際には、の問いと関連して、電磁的記録について指摘される「ブラックボックスの危険」や「可変性」、映像について指摘されるカメラのアンクルといった「カメラ・パースペクティブ・バイアス」についても検討した。

また、取調べ映像を「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるもの」（刑事訴訟法第 322 条 1 項）として、供述調書と同様の要件の下で、被告人が犯罪を行ったかどうかを証明するための証拠として利用するためには、以下の 3 点についての検討を要することがわかった。まず、供述調書と同様の要件が課される「被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするもの」（刑事訴訟法 324 条 1 項）は、取調べ映像に比べて被告人の供述を再現するという意味では劣るにもかかわらず、「取調べの録音・録画制度」が取調べ映像を補助証拠として利用することしか想定していないことをどのように考えるべきかという点である。次に、取調べ映像を被告人が犯罪を行ったかどうかを証明するための証拠として利用することができるとしても、文言上、「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるもの」に該当しないことをどのように考えるべきかという点である。最後に、「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるもの」に当たると解釈できるとしても、取調べ映像に対する「被告人の署名若しくは押印」をどのように考えるべきかという点である。これらの点については、学説の議論状況や関連する裁判例などから検討を加えたが、従来の裁判例との類似性から解釈できることが多く、本研究のの問いの主たる論点は、前述の取調べ映像の利用範囲の拡大に関する裁判例でも示されているような、の問いも含む取調べ映像の利用そのものに対する懸念であると考えられる。

これらの成果を論文にまとめたものは、2020 年 9 月に中央大学市ヶ谷田町キャンパスで開催予定であった 14th Human Choice and Computers Conference（新型コロナウイルスの影響で中止）の Call for Papers（国際会議中止の結果、電子出版へ切替え）に採択されたので、2020 年 9 月頃に Springer から電子出版される予定である。英語による論文であり、日本国内でのみ議論されることの多い日本の刑事手続について、その一部ではあるものの、裁判例も含めて正確に紹介し、日本での議論状況を刑事法の分野にとどまらず世界に共有する意義は大きいと思われる。日本国内に対しても、新しく導入された「取調べの録音・録画制度」において想定されている内容に関連して生じ得る問題について、伝聞法則の背景や電磁的記録の潜在的な危険性もふまえながら検討するもので、一定の示唆を提供するものと思われる。

<参考文献(論文での引用順)>

1. 大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部編、コンメンタール可視化法、現代人文社、2017、110-138(水谷恭史担当)
2. 中川孝博、取調べ記録媒体を実質証拠として用いることの可否[東京高裁平成28.8.10判決]法律時報89巻5号、2017、164-167
3. 正木祐史、被疑者取調べの「可視化」：録画DVDの証拠利用の是非、法律時報84巻9号、2012、10-16
4. 伊藤睦、取調べ可視化と証拠法、法律時報85巻9号、2013、69-74
5. 安部祥太、被疑者取調べの録音・録画と記録媒体の証拠法的取扱い、青山ローフォーラム3巻1号、2014、125-163
6. 青木孝之、取調べを録音・録画した記録媒体の実質証拠利用、慶應法学31号、2015、61-87
7. 丸山和大、取調べDVDの実質証拠化、刑事弁護82号、2015、50-55
8. 高内寿夫、公判審理から見た捜査：予審的視点の再評価、成文堂、2016
9. 葛野尋之、刑事司法改革と刑事弁護、現代人文社、2016
10. 淵野貴生、録音録画記録媒体の実質証拠化をめぐる問題点、刑事弁護91号、2017、26-33
11. 城祐一郎、取調べの録音・録画を実質証拠として用いることの問題点と検討：平成28年8月10日東京高裁判決を参考に、捜査研究67巻1号、2018、5-26
12. 城祐一郎、いわゆる「今市事件」に関する平成30年8月3日東京高裁判決の検討、捜査研究68巻2号、2019、11-31
13. 峰ひろみ、被疑者取調べの録音・録画記録媒体活用を巡って、研修842号、2018、3-14
14. 渥美東洋、全訂刑事訴訟法、第2版、有斐閣、2016
15. 川上拓一、録音・録画記録媒体の取調べについて：東京高裁平成30年8月3日判決を読んで、研修845号、2018、3-18
16. 稲川龍也、被疑者取調べ及び供述調書の在り方、法律のひろば66巻6号、2013、56-66
17. 川出敏裕、刑事手続法の論点(第9回)取調べの録音・録画記録媒体の証拠としての利用、警察学論集72巻2号、2019、98-118
18. Andrea Roth: Machine Testimony, 126 Yale L.J. 1972 (2017)
19. Steven W. Tepler: Testable Reliability—A Modernized Approach to ESI Admissibility, 12 Ave Maria L. Rev. 213 (2014)
20. 指宿誠、被疑者取調べ録画映像のインパクト 実質証拠化の危険性をめぐって、上石圭一ほか編、現代日本の法過程：宮澤節生先生古稀記念、下巻、信山社、2017、137-157
21. 清野憲一、捜査段階の供述立証に関する問題解決に向けた一考察、判例時報2312号、2017、14-35
22. 宇藤崇、取調べの録音・録画記録媒体の証拠利用について、刑事法ジャーナル60号、2019、44-49
23. 玉本将之、被告人の検察官に対する自白供述の信用性の補助証拠として採用した取調べの録音・録画記録により直接的に被告人の犯人性に関する事実認定を行ったとして、原審の訴訟手続に法令違反があるとされた事例[東京高裁平成30.8.3判決]警察学論集71巻11号、2018、176-192
24. 指宿信、被疑者取調べ録画制度の最前線：可視化をめぐる法と諸科学、法律文化社、2016
25. サトウタツヤ、若林宏輔、取調べ可視化論の心理学的検討、法律時報83巻2号、2011、54-62
26. 若林宏輔、心理学における取調べ録音・録画の利用の今後、刑事弁護89号、2017、138-142
27. 堀田周吾、取調べの録音・録画記録の証拠利用：とりわけ実質証拠利用の可能性について、捜査研究65巻6号、2016、2-10
28. 後藤昭、刑訴法改正と取調べの録音・録画制度、法律時報88巻1号、2016、12-17
29. 加藤俊治、取調べの録音・録画記録媒体の証拠使用の在り方：検察の立場から、刑事法ジャーナル60号、2019、50-59
30. 田中優企、取調べの録音録画記録媒体を信用性の補助証拠として採用した原審の手続に違法があるとはいえないが、原審裁判長が同記録媒体を任意性又は信用性の立証のみに用い、実体判断には用いないと宣明し、当事者双方がこれを了承するなどの手続経過によって採用された同記録媒体で再現された被告人の供述態度等から直接的に犯罪事実(被告人の犯人性)を認定した原判決に刑訴法三一七条違反があるとされた事例 今市事件控訴審判決 [東京高裁平成30.8.3判決]法学新報126巻11・12号、2020、341-371
31. 中山隆夫、新時代の刑事司法制度について 録音録画制度を中心に、刑法雑誌56巻3号、2017、346-358

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 David Kreps, Taro Komukai, Gopal TV, Kaori Ishii (Eds.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 -
3. 書名 Human-Centric Computing in a Data-Driven Society, 14th IFIP TC9 Human Choice and Computers	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----